

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月26日

【発行者名】 ファンドロジック（ジャージー）リミテッド
（FundLogic (Jersey) Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 グレイム・マッカーサー
（Director, Graeme McArthur）

【本店の所在の場所】 ジャージー、JE1 OBD、セント・ヘリア、エスプラネード47
（47 Esplanade, St Helier, Jersey, JE1 OBD）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森下 国彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 橋本 雅行
同 深見 暖

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6775）1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式
オープン
（Sophos Cayman Trust - USD-denominated Morgan Stanley
Global Premium Equity Open）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券：
10億アメリカ合衆国ドル（約1,106億円）を上限とする。
米ドル建 為替ヘッジなしクラス受益証券：
10億アメリカ合衆国ドル（約1,106億円）を上限とする。
（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜
上、2021年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相
場の仲値（1米ドル＝110.58円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2021年8月26日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 第15 ファンド情報 ファンドの状況 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別及び地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加・更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第31 ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第11 特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項		(3) その他	追加
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ソフォス・ケイマン・トラスト（Sophos Cayman Trust）（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン（USD-denominated Morgan Stanley Global Premium Equity Open）（以下「サブ・ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）投資状況

資産別及び地域別の投資状況

（2021年9月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
株式	アメリカ合衆国	302,104,352.25	68.37
	イギリス	49,097,603.84	11.11
	アイルランド	26,084,476.42	5.90
	フランス	25,806,354.43	5.84
	ドイツ	19,716,600.25	4.46
	オランダ	9,084,499.27	2.06
	イタリア	2,697,146.22	0.61
	小計	434,591,032.68	98.36
現金・その他の資産（負債控除後）		7,255,690.32	1.64
合計（純資産総額）		441,846,723.00 (約49,451百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下、別段の記載がない限り、同じ。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2021年9月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝111.92円）による。以下同じ。

（注３）ファンドおよびサブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建 為替ヘッジなしクラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「受益証券」という。）は米ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

（ ）投資有価証券の主要銘柄

（2021年9月末日現在）

順位	銘柄	発行地	業種	株数	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	MICROSOFT CORP	アメリカ合衆国	テクノロジー	148,327	168.32	24,966,375.06	281.92	41,816,349.83	9.46
2	PHILIP MORRIS INTL	アメリカ合衆国	その他	389,820	81.46	31,754,312.56	94.79	36,951,038.16	8.36
3	RECKITT BENCKISER GP	イギリス	その他	366,774	82.84	30,384,682.26	78.61	28,831,665.85	6.53
4	VISA INC	アメリカ合衆国	テクノロジー	104,188	186.76	19,457,692.95	222.75	23,207,877.00	5.25
5	DANAHER CORP	アメリカ合衆国	工業	70,538	172.05	12,135,957.03	304.44	21,474,588.89	4.86
6	ACCENTURE PLC-CL A	アイルランド	テクノロジー	66,340	209.73	13,913,424.61	319.92	21,223,493.69	4.80
7	THERMO FISCHER	アメリカ合衆国	工業	36,400	363.74	13,240,216.84	571.33	20,796,412.62	4.71
8	PROCTER AND GAMBLE	アメリカ合衆国	非耐久消費財	143,733	121.37	17,444,815.57	139.80	20,093,873.84	4.55
9	SAP AG	ドイツ	その他	145,555	127.17	18,509,705.08	135.46	19,716,600.25	4.46
10	ABBOTT LABORATORIES	アメリカ合衆国	その他	162,303	93.84	15,230,371.81	118.13	19,172,852.94	4.34
11	BAXTER INTL INC	アメリカ合衆国	非耐久消費財	236,255	81.52	19,260,188.20	80.43	19,001,989.72	4.30
12	BECTON DICKINSON	アメリカ合衆国	非耐久消費財	74,741	248.33	18,560,539.89	245.82	18,372,833.17	4.16
13	AUTOMATIC DATA	アメリカ合衆国	テクノロジー	84,398	166.19	14,025,758.90	199.92	16,872,848.01	3.82
14	INTERCONTINENTAL	アメリカ合衆国	金融	119,515	106.75	12,757,732.69	114.82	13,722,712.26	3.11
15	PERNOD-RICARD SA	フランス	非耐久消費財	52,991	189.10	10,020,375.84	221.01	11,711,634.25	2.65
16	FIDELITY NATIONA	アメリカ合衆国	テクノロジー	76,658	131.22	10,059,221.03	121.68	9,327,745.46	2.11
17	ROPER INDUSTRIES INC	アメリカ合衆国	工業	20,896	393.74	8,227,547.74	446.13	9,322,332.58	2.11
18	BRIT AMER TOBACC	イギリス	非耐久消費財	263,077	37.82	9,948,550.27	35.11	9,236,905.49	2.09
19	HEINEKEN NV	オランダ	非耐久消費財	86,902	106.68	9,270,373.73	104.54	9,084,499.27	2.06
20	RELX PLC	イギリス	非耐久消費財	301,738	24.12	7,278,217.17	28.95	8,735,035.84	1.98
21	COCA-COLA CO	アメリカ合衆国	非耐久消費財	145,998	51.83	7,566,552.42	52.47	7,660,515.24	1.73
22	LVMH MOET HENNESSY	フランス	その他	9,922	453.97	4,504,259.08	718.66	7,130,592.81	1.61
23	L'OREAL	フランス	その他	16,839	309.64	5,214,061.52	413.57	6,964,127.37	1.58
24	ZOETIS INC	アメリカ合衆国	非耐久消費財	32,412	132.97	4,309,790.53	194.14	6,292,465.66	1.42
25	MOODY'S CORP	アメリカ合衆国	非耐久消費財	15,126	241.25	3,649,119.91	355.11	5,371,393.64	1.22
26	NIKE INC -CL B	アメリカ合衆国	耐久消費財	33,870	101.91	3,451,807.54	145.23	4,918,939.96	1.11
27	EXPERIAN PLC	アイルランド	非耐久消費財	115,958	33.23	3,853,719.84	41.92	4,860,982.73	1.10
28	ESTEE LAUDER	アメリカ合衆国	非耐久消費財	16,034	313.18	5,021,501.60	299.93	4,809,077.50	1.09
29	DAVIDE CAMPARI-M	イタリア	非耐久消費財	191,070	10.19	1,946,459.99	14.12	2,697,146.22	0.61
30	RELX PLC	イギリス	非耐久消費財	79,175	24.01	1,901,300.36	28.97	2,293,996.66	0.52

（ ）投資不動産物件

該当事項なし（2021年9月末日現在）。

（ ）その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（2021年9月末日現在）。

（２）運用実績

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

純資産の推移

2021年９月末日前１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2020年10月末日	185,276,650.02	20,736,162,670	113.24	12,674
11月末日	204,084,334.78	22,841,118,749	120.13	13,445
12月末日	216,289,772.25	24,207,151,310	123.23	13,792
2021年１月末日	218,407,701.75	24,444,189,980	120.50	13,486
２月末日	217,485,571.65	24,340,985,179	119.74	13,401
３月末日	219,117,847.60	24,523,669,503	125.51	14,047
４月末日	228,400,580.10	25,562,592,925	131.61	14,730
５月末日	230,321,463.36	25,777,578,179	131.59	14,728
６月末日	248,658,705.09	27,829,882,274	135.50	15,165
７月末日	266,977,717.42	29,880,146,134	139.19	15,578
８月末日	273,557,745.44	30,616,582,870	140.60	15,736
９月末日	261,214,206.18	29,235,093,956	135.63	15,180

<米ドル建 為替ヘッジなしクラス>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2020年10月末日	106,575,211.83	11,927,897,708	112.45	12,585
11月末日	119,080,499.94	13,327,489,553	120.30	13,464
12月末日	126,551,788.09	14,163,676,123	124.22	13,903
2021年１月末日	126,679,771.09	14,177,999,980	121.40	13,587
２月末日	128,111,929.71	14,338,287,173	120.93	13,534
３月末日	135,676,124.32	15,184,871,834	125.89	14,090
４月末日	148,034,173.99	16,567,984,753	132.50	14,829
５月末日	155,872,352.48	17,445,233,690	133.12	14,899
６月末日	166,980,382.17	18,688,444,372	136.05	15,227
７月末日	175,812,904.67	19,676,980,291	139.85	15,652
８月末日	182,994,496.81	20,480,744,083	141.00	15,781
９月末日	180,632,516.82	20,216,391,282	135.34	15,147

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（2019年4月5日～2021年9月末日）



分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

下記期間における収益率は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

	収益率（注）
2020年10月1日～2021年9月末日	13.88%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2021年9月末日現在の1口当たり純資産価格

b = 2020年9月末日現在の1口当たり純資産価格

以下同じ。

<米ドル建 為替ヘッジなしクラス>

	収益率
2020年10月1日～2021年9月末日	14.33%

<参考情報>



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格（ただし、2021年については2021年9月末日における1口当たり純資産価格）

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格（ただし、2019年については当初発行価格（受益証券1口当たり100米ドル））

以下、本「参考情報」において同じ。

（注2）2019年は4月5日（運用開始日）から12月末日までの収益率である。2021年は1月1日から9月末日までの収益率である。以下、本「参考情報」において同じ。

（注3）サブ・ファンドおよび各クラスにベンチマークはない。



2 販売及び買戻しの実績

2021年9月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2021年9月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
912,648.968 (912,648.968)	591,834.810 (591,834.810)	1,925,915.987 (1,925,915.987)

（注）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

<米ドル建 為替ヘッジなしクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
686,512.893 (686,512.893)	242,968.019 (242,968.019)	1,334,608.299 (1,334,608.299)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . サブ・ファンドの日本文の中間財務書類は、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文（英語）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2021年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝111.92円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

ソフォス・ケイマン・トラスト -

米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン

貸借対照表

2021年 8 月26日現在

	米ドル	千円
資産		
現金および現金等価物（注３）	12,116,633	1,356,094
投資有価証券 - 公正価値（取得原価：351,466,702米ドル） （注４）	440,229,528	49,270,489
申込みに係る未収金	3,197,039	357,813
デリバティブ契約 - 公正価値（想定元本：31,302,562ユーロ） （注４および注５）	650,312	72,783
未収配当金	523,064	58,541
その他の資産	137,067	15,341
資産合計	456,853,643	51,131,060
負債		
買戻しに係る未払金	(3,227,991)	(361,277)
未払費用	(2,952,806)	(330,478)
負債合計	(6,180,797)	(691,755)
純資産合計（注６）	450,672,846	50,439,305
発行済受益証券		
米ドル建 為替ヘッジなしクラス	1,294,591.1730	□
米ドル建 米ドルヘッジクラス	1,935,908.3920	□
受益証券 1 口当たり純資産価格		
米ドル建 為替ヘッジなしクラス	139.67	16
米ドル建 米ドルヘッジクラス	139.40	16

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
損益計算書
2021年2月27日から2021年8月26日までの期間

	米ドル	千円
投資収益		
配当金（外国源泉徴収税（550,442米ドル）を控除した金額）	3,605,760	403,557
収益合計	3,605,760	403,557
費用		
管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬（注7）	(156,994)	(17,571)
投資運用報酬（注8）	(1,275,573)	(142,762)
投資顧問報酬（注8）	(490,605)	(54,909)
管理報酬（注8）	(215,866)	(24,160)
代行協会員報酬（注8）	(98,121)	(10,982)
販売報酬（注8）	(1,275,573)	(142,762)
受託報酬（注9）	(19,624)	(2,196)
その他の費用	(31,181)	(3,490)
専門家報酬	(22,089)	(2,472)
副保管報酬	(45,895)	(5,137)
設立費用	(26,698)	(2,988)
費用合計	(3,658,219)	(409,428)
投資純（損失）	(52,459)	(5,871)
投資および外国為替取引による実現および未実現利益（損失）		
実現投資純利益	6,403,124	716,638
外国為替予約取引に係る実現純利益	318,178	35,610
外国為替取引に係る実現純利益	540,312	60,472
未実現投資純利益	47,880,834	5,358,823
外国為替予約取引に係る未実現純利益	1,593,747	178,372
その他の資産および負債の外貨換算に係る未実現純損失	(5,421)	(607)
投資および外国為替取引による純利益	56,730,774	6,349,308
運用による純資産の純増加	56,678,315	6,343,437

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
純資産変動計算書
2021年 2 月27日から2021年 8 月26日までの期間

	米ドル	千円
期首現在純資産	345,597,501	38,679,272
運用による純資産の純増加	56,678,315	6,343,437
米ドル建 為替ヘッジなしクラスの申込み	46,671,926	5,223,522
米ドル建 米ドルヘッジクラスの申込み	60,453,613	6,765,968
米ドル建 為替ヘッジなしクラスの買戻し	(15,253,187)	(1,707,137)
米ドル建 米ドルヘッジクラスの買戻し	(43,475,322)	(4,865,758)
資本受益証券取引による純資産の純増加	48,397,030	5,416,596
期末現在純資産	450,672,846	50,439,305

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
キャッシュ・フロー計算書
2021年2月27日から2021年8月26日までの期間

	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー		
運用による純資産の純増加	56,678,315	6,343,437
運用による純資産の純増加額を運用活動による現金純額へ調整するための修正：		
実現投資純利益	(6,403,124)	(716,638)
外国為替取引に係る実現純利益	(540,312)	(60,472)
未実現投資純利益	(47,880,834)	(5,358,823)
外国為替予約取引に係る未実現純利益	(1,593,747)	(178,372)
その他の資産および負債の外貨換算に係る未実現純損失	5,421	607
投資有価証券の購入	(74,883,193)	(8,380,927)
投資有価証券の売却による手取金	30,489,573	3,412,393
運用資産および負債の変動：		
未収配当金	(320,237)	(35,841)
その他の資産	26,511	2,967
未払費用およびその他の負債	(400,910)	(44,870)
運用活動による現金純額	(44,822,537)	(5,016,538)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
受益証券の発行による手取金 - 事前申込みの変動控除後	105,759,206	11,836,570
受益証券の買戻しに係る支払金 - 未払買戻額の変動控除後	(56,218,189)	(6,291,940)
財務活動による現金純額	49,541,017	5,544,631
現金および現金等価物の純増加（制限付現金を含む）	4,718,480	528,092
現金および現金等価物（制限付現金を含む） - 期首	7,398,153	828,001
現金および現金等価物（制限付現金を含む） - 期末	12,116,633	1,356,094

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
財務書類に対する注記
2021年 8月26日現在

注 1 一般事項

ソフォス・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）は、クレストブリッジ・ケイマン・コーポレート・トラスティーズ・リミテッド（以下「受託会社」という。）およびファンドロジック（ジャージー）リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2021年改訂）に基づき締結された2019年 2月 5日付の信託証書により設立されたオープン・エンド型の免除アンブレラ型ユニット・トラストである。ファンドは、2019年 4月 5日から運用を開始した。ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき、2019年 2月12日付でケイマン諸島金融庁に登録されている。

ファンドは、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであり、プレミアム企業が発行する世界各国の株式への投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目的としている米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン（以下「サブ・ファンド」という。）を提供している。ファンドは、サブ・ファンドの他にも、マラソン・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドを設立した。

サブ・ファンドは、2029年 2月28日に終了するが、受託会社と協議の上、管理会社により、または受託会社および管理会社の同意の上、受益者のサブ・ファンド決議により、これを延長することができる。

サブ・ファンドの会計年度末は、毎年 2月の最終営業日である。サブ・ファンドの第 1 会計期間は、2020年 2月28日に終了した。

注 2 重要な会計方針の概要

a) 表示の基礎

本財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示され、米国で一般に公正と認められる会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠して作成された。サブ・ファンドは投資会社であるため、米国財務会計基準審議会の米国会計基準コーディフィケーション（ASC）トピック第946号「金融サービス - 投資会社」の会計および報告指針に従う。

b) 見積りの使用

米国GAAPに準拠した本財務書類の作成は、本財務書類および関連する注記に記載される金額に重大な影響を及ぼす可能性がある見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

注2 重要な会計方針の概要（続き）

c) 現金、現金等価物

現金とは、金融機関で保有される手許現金を表す。現金等価物には、容易に一定額の現金に換価可能かつ当初満期が三か月以下であり、十分な信用力を有する短期で流動性の高い投資が含まれている。現金等価物は、取得原価に経過利息を加えて計上されており、公正価値に近似している。現金等価物は、投資目的というよりは、短期的な流動性の要求を満たす目的で保有されている。経営陣は、現金担保が制限付として分類されるべきことを定めている。2021年8月26日現在、現金および現金等価物は総額12,116,633米ドルであり、制限付現金はなかった。

d) 外貨換算

外貨建ての資産および負債は、評価日において米ドルに換算されている。投資対象の購入および売却ならびに収益および費用を含む外貨建ての取引は、当該取引の日付において米ドルに換算されている。外国為替取引に起因する調整は、損益計算書に反映されている。

サブ・ファンドは、投資に係る外国為替レートの変化の影響により生じた運用結果の一部と、保有する投資の市場価格の変化により生じた変動を区別する。

外国為替取引により計上される実現純利益（損失）は、組入証券の売却、外貨の売却、有価証券取引における取引日から決済日までの間における実現為替損益、ならびにサブ・ファンドの帳簿に計上された配当金、利息および外国源泉徴収税の金額と、実際に受領または支払が行われた金額の米ドル相当額との差額から発生する。外貨建ての資産および負債の換算による未実現純利益（損失）は、為替相場の変動に伴う期末の資産および負債（投資有価証券を含む。）の公正価値の変動から生じる。

e) 投資取引および関連する投資収益

投資取引は、取引日基準で計上される。投資取引に係る実現損益は先入先出法で計算された費用を使用して決定される。配当金は配当落日に記録され、利息は発生主義で認識される。外国配当に係る源泉徴収税は、該当国の税制および税率に関するサブ・ファンドの理解に基づき引き当てられる。

f) デリバティブ契約

サブ・ファンドは、デリバティブ契約を公正価値で計上する。デリバティブ契約の公正価値における変動は、未実現損益として計上される。サブ・ファンドは、一般にデリバティブ契約の満了、終了または清算における実現損益を計上する。

注 2 重要な会計方針の概要（続き）

g) 公正価値 - 公正価値の階層

サブ・ファンドは、市場参加者が主要な市場または最も有利な市場において資産または負債の値付けを行う際に用いるであろう仮定に基づいて公正価値を決定する。公正価値測定において市場参加者の仮定を考慮する際、以下の公正価値の階層においては、観測可能なインプットと観測不能なインプットを区別しており、それらは以下のレベルのいずれかに分類される。

レベル 1 - サブ・ファンドが入手可能である、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の相場価格。

レベル 2 - 直接的または間接的に観測可能なインプットのうち、レベル 1 に含まれる相場価格以外のインプット。かかるインプットは、（a）活発な市場における類似の資産の相場価格、（b）活発でない市場における同一もしくは類似の資産の相場価格、（c）資産の観測可能な相場価格以外のインプット、または（d）相関関係その他の方法により観測可能な市場データから主に得られた、もしくは裏付けられたインプットを含む場合がある。

レベル 3 - 観測不能かつ公正価値測定全体に対して重要であるインプット。

評価技法および観測可能なインプットの入手可能性は、投資対象ごとに異なる可能性があり、投資の種類、投資が新規であり市場において未確立であるか否か、市場の流動性および当該取引に特有のその他の特性を含む幅広い様々な要因の影響を受ける。評価が、市場において観測可能とはいえない、または観測不能なモデルやインプットに基づく限りにおいて、公正価値の決定にはより多くの判断を必要とする。評価には本質的に不確実性を伴うため、かかる見積価値は、当該投資対象を容易に取引できる市場が存在していたならば用いられたであろう価値を大幅に上回るまたは下回る可能性がある。したがって、サブ・ファンドが公正価値の決定において行使した判断の度合いは、レベル 3 に分類された投資について最も大きくなる。

場合によっては、公正価値測定に使用されるインプットが、公正価値の階層の異なるレベルに分類されることがある。このような場合、公正価値測定は、公正価値測定に対して重要である最も低いレベルのインプットに基づき、その全体が公正価値の階層において分類される。

h) 公正価値 - 評価技術およびインプット

サブ・ファンドは、公正価値を決定する際、観測可能なインプットの使用を最大化し、観測不能なインプットの使用を最小化する評価技法を用いる。サブ・ファンドが公正価値の決定に用いた評価技法は、市場アプローチまたは収益アプローチであると考えられている。

市場アプローチは、同一または類似の資産、負債または資産および負債のグループに係る市場取引により生じる価格およびその他の関連情報を利用した計測方法を含む。サブ・ファンドは、一般に上場証券の評価において市場アプローチを使用する。

注2 重要な会計方針の概要（続き）

収益アプローチは、将来の予想される経済的利益（すなわち、純キャッシュ・フロー）の現在価値を測定する評価技法を含む。純キャッシュ・フローの見積りは、見積り経済残存耐用年数にわたる予測で、予想キャッシュ・フローに伴うリスクの水準に応じた割引率を使用して現在価値に割り引かれる。サブ・ファンドは、一般に店頭（OTC）デリバティブの評価において収益アプローチを利用する。

i) 株式

サブ・ファンドは、当該国の証券取引所で取引される株式を報告された最終売却価格で評価する。サブ・ファンドは、原則的に店頭株式市場で取引されている株式および当該日に売却が報告されていない上場有価証券を最終取引価格で評価する。株式は、活発に取引されており、かつ評価調整が適用されていない限りにおいて、公正価値の階層レベル1に分類される。活発でない市場で取引されている、または類似の金融商品を参照することにより評価されている株式は、一般に公正価値の階層レベル2に分類される。

j) 先渡契約

サブ・ファンドは、先渡契約を契約条件（想定元本および契約期間を含む。）に基づき、為替相場または商品価格等の観測可能なインプットを用いて評価する。先渡契約は、一般に公正価値の階層レベル2に分類される。

k) 所得税

ケイマン諸島の現行の法の下で、サブ・ファンドはいかなる所得税、遺産税、譲与税、消費税またはその他の税の対象にもならず、サブ・ファンドによる分配は、源泉徴収税またはその他の税の対象とならない。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法第74条（2021年改訂）に従い免除サブ・ファンドとして登録されている。ケイマン諸島において税金が課される可能性のある現行の法律は存在しないが、免除サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島総督により署名される、サブ・ファンドの設定日後50年の間、いかなる法律の変更にかかわらず、サブ・ファンドが収益またはキャピタル・ゲインに関して将来課される可能性のある税または義務の免除の恩恵を受けるといふ旨の保証を申し込む権利を有する。受託会社は、かかる保証への申し込みを行い、かかる保証を取得した。

サブ・ファンドは、投資先であるその他の国々において課される税金の対象になることがある。当該税金は、一般に、獲得された投資収益および／または利益に基づく。税金は、収益および／または利益が獲得された時点において、純投資収益、純実現利益および純実現評価益（場合による。）に対して発生し、割り当てられる。

ケイマン諸島は、サブ・ファンドに対するまたはファンドによる支払に適用される二重課税条約をいかなる国との間でも締結していない。

注 2 重要な会計方針の概要（続き）

サブ・ファンドは、FASB ASC第740-10号「法人所得税」の規定の適用を受ける。かかる基準では、法人所得税の会計処理に関する一貫した基準を定めている。FASB ASC第740号において税務ポジションは、当該ポジションの技術的利点に基づき、関連する税務当局の審査の結果、当該ポジションが認められる可能性が認められない可能性を上回る場合にのみ、財務書類上認識される。

取締役は、その分析に基づき、かかる会計基準がサブ・ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすものではないと判断した。ただし、かかる会計基準に関する取締役の結論は、税法、規制およびそれらの解釈の継続的な分析および調整を含むが、これに限定されない要素に基づいて、後日、検討され調整されることがある。2021年8月26日に終了した期間において、支払利息または罰金のいずれも計上されていない。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドが多額の投資を行う地域として主要な税務管轄を特定している。管理会社は、未認識の税金負債の総額が報告日から12か月以内に、大幅に変動する合理的な可能性のあるポジションが存在するとは考えていない。

l) 未収申込金

申込みは、申込通知で請求された金額が確定した時点で資産として認識される。その結果、期末のサブ・ファンドの純資産価額に基づき期末後に受領された申込みは、2021年8月26日現在の未収申込金に含まれている。受領した申込通知で米ドル建ての金額が確定していない場合は、申込金および口数を決定するために使用される純資産価額が決定されるまで純資産に留保される。

m) 未払買戻額

買戻しは、買戻通知で請求された金額が確定した時点で負債として認識される。その結果、期末のサブ・ファンドの純資産価額に基づき期末後に支払われた買戻しは、2021年8月26日現在の未払買戻額に含まれている。受領した買戻通知で米ドル建ての金額が確定していない場合は、買戻額および口数を決定するために使用される純資産価額が決定されるまで純資産に留保される。

注 3 現金および現金等価物

現金とは、金融機関で保有される総額12,116,633米ドルの手許現金を表す。2021年8月26日現在、制限付現金はなかった。

注 4 公正価値測定

公正価値の階層

公正価値で記録されたサブ・ファンドの資産および負債は、注 2 におけるサブ・ファンドの重要な会計方針に記載された公正価値の階層に基づき分類されている。

以下の表は、2021年 8 月26日現在における公正価値で測定されたサブ・ファンドの資産に関する情報を示したものである。

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
上場有価証券	440,229,528	-	-	440,229,528
外国為替予約取引	-	650,312	-	650,312
	440,229,528	650,312	-	440,879,840

当期中、公正価値階層のレベル 1、レベル 2 およびレベル 3 の間の移行はなかった。

注 5 デリバティブ契約

サブ・ファンドは、通常の業務過程において、サブ・ファンドの取引活動に関連してデリバティブ契約を使用する。デリバティブ契約には、投資の全部または一部が失われることとなる追加的なリスクが伴う。サブ・ファンドのデリバティブ活動およびデリバティブ契約に対するエクスポージャーは、以下の主要な内在的リスクによって分類される。すなわち、金利リスク、信用リスクおよび外国為替リスクである。サブ・ファンドは、主要な内在的リスクに加えて、カウンターパーティが契約条項を遵守することができないことから生じる追加的なカウンターパーティ・リスクにもさらされている。

2021年 8 月26日現在の外国為替予約取引

サブ・ファンドは、ポートフォリオ通貨をヘッジするため、外国為替予約取引を締結する。

外国為替予約取引とは、売主が特定通貨を将来の特定の日に受け渡すことを合意する、特定通貨の特約日受渡に関する契約である。外国為替予約取引に関連するリスクには、カウンターパーティがそれぞれの契約の条項を遵守することができないリスクならびに公正価値および為替レートの変動リスクがある。

注5 デリバティブ契約（続き）

以下の表は、2021年8月26日現在の貸借対照表に記載される外国為替予約取引を示す。

取引日	決済日	通貨	売却する 想定元本	通貨	購入する 想定元本	未実現利益 （米ドル）	カウンター パーティ
2021/08/06	2021/09/20	EUR	31,302,562	USD	37,000,871	188,407	Mitsubishi UFJ Global Custody Lux
2021/08/06	2021/09/20	GBP	22,761,579	USD	31,681,876	461,905	Mitsubishi UFJ Global Custody Lux
合計						650,312	

以下の表は、サブ・ファンドのデリバティブの公正価値を、契約種類ごとに総額表示したものである。また以下の表は、2021年8月26日に終了した期間におけるデリバティブ契約による純利益／（損失）として損益計算書に含まれる純利益および純損失の額を、主要な原リスクごとに分類して特定している。

	デリバティブ資産	デリバティブ負債	純実現利益／ （損失）	純未実現利益／ （損失）
外国為替変動リスク				
外国為替予約取引	650,312	-	318,178	1,593,747

注5 デリバティブ契約（続き）

以下の表は、2021年8月26日現在に認識された金融資産および負債の総額ならびに国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約または類似の契約に基づき相殺される金額を示したものである。

	認識済資産総額	貸借対照表で 相殺された 総額	貸借対照表で 認識された 資産の純額	貸借対照表で相殺されていない総額		
				金融商品	受取現金担保	純額
外国為替予約取引	650,312	-	650,312	-	-	650,312

注6 資本受益証券取引

a) 申込み

申込注文は、関連する取引日に管理事務代行会社によって受領されなければならない。管理会社の裁量により、取引日は変更される可能性があり、受益者全体または特定の場合に関して、追加の取引日が指定される可能性がある。管理会社が、純資産価額の決定を停止または延期した場合、翌取引日に決定される純資産価額が使用される。

受益証券の申込みの支払は、関連する取引日（同日を含まない。）から4営業日以内または管理会社（またはその受任者）がその単独の裁量により随時決定するその他の期間内に行われる。

受益証券の当初申込みおよび当初申込金の支払（米ドル）は、設定日までに管理事務代行会社によって受領されなければならない。受益証券は、設定日に当初申込価格100米ドルで発行される。

受益証券の最低当初申込単位は、1口である。かかる最低申込額は、適用法に従い、一般的にまたは特定の場合において受託会社の裁量により変更される可能性がある。

最低継続申込額は、口数申込みの場合、1口以上1口単位、金額申込みの場合、100.00米ドル以上0.01米ドル単位である。かかる最低申込額は、適用法に従い、一般的にまたは特定の場合において管理会社の裁量により変更される可能性がある。

受益証券は、小数第3位までの端数で発行することができる（小数第3位に四捨五入）。

注 6 資本受益証券取引（続き）

申込手数料またはその他の販売手数料は、サブ・ファンドによる取引のレベルでは発生しない。販売会社は、申込金額に加え、申込金額の3%（税抜）を上限とする販売手数料を投資者に課することができる。

b) 買戻し

設定日以降、受益者は、取消不能な通知（以下「買戻通知」という。）をファックス、電子メール、郵便またはその他の電子的手段により、取引日の受付終了時間までに管理事務代行会社へ送信することにより、取引日に受益証券の買戻しを行うことができる。

受益証券の買戻単位は、口数申込みの場合、1口以上、金額申込みの場合0.001口以上である。

買戻に関する受益証券1口当たりの買戻価格は、管理事務代行会社が買戻通知を処理する取引日に米ドルで決定される受益証券1口当たり純資産価格に等しい。かかる時間内に受領した有効かつ完全な買戻通知は、通常かかる取引日時点において上記の買戻価格で処理される。所定の取引日に関して計算された純資産価額によっては、受益証券の買戻価格が、申込時に当該受益証券について支払われた価格を上回るかまたは下回る可能性がある。管理事務代行会社は、関連する評価日（同日を含まない。）から4営業日後に買戻金を米ドルで全額支払う。

2021年8月26日終了期間において、サブ・ファンドは2種類のクラスの議決権付受益証券から構成されている。

- ・米ドル建 為替ヘッジなしクラス受益証券

クラスのレベルにおいて、原則として外国為替予約取引を行わない。

- ・米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券

クラスのレベルにおいて、外国為替変動リスクの低減を図るために、（原則として）米ドル以外の通貨建て資産に対して、為替ヘッジを行うことを目的として、外国為替予約取引を行う。

2021年8月26日に終了した期間における資本受益証券取引は、以下のとおりである。

	米ドル建 為替ヘッジなし クラス受益証券	米ドル建 米ドルヘッジ クラス受益証券
期首現在受益証券	1,059,403.3120	1,816,250.6970
発行された受益証券	350,472.0140	453,452.3850
買い戻された受益証券	(115,284.1530)	(333,794.6900)
2021年8月26日現在受益証券	<u>1,294,591.1730</u>	<u>1,935,908.3920</u>

当期中、受益者に対する分配は行われなかった。

注 7 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬

サブ・ファンドの設立準備費用として5,000米ドルの一回だけの設立費用が管理事務代行会社により課される。

管理事務代行会社（名義書換事務代行会社として提供される役務を含む。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づく以下の料率による報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、月額5,500米ドルの最低報酬を条件として、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

サブ・ファンドの純資産価額	料率
5 億米ドル以下の部分	年率0.08%
5 億米ドルを超えて10億米ドル以下の部分	年率0.07%
10億米ドルを超える部分	年率0.06%

保管会社は、サブ・ファンドの資産から保管契約に別途定める報酬料率に記載される合意済みの市場毎の取引手数料および資産ベースの報酬を受け取り、適切に負担した立替費用（もしあれば）の返金を受けることができる。当該報酬は毎月支払われる。

2021年 8 月26日現在、管理事務代行会社および保管会社に支払われるべき54,611米ドルの残高がある。2021年 8 月26日に終了した期間について支払われた管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬の金額は、損益計算書の「管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬」に反映されている。

注 8 関連当事者との取引

サブ・ファンドは、投資運用会社、投資顧問会社、管理会社、代行協会員および販売会社をサブ・ファンドの関連当事者とみなしている。関連当事者から支払われるべき金額および関連当事者に支払われるべき金額は、通常の業務過程において正式な支払条件なしに決済される。関連当事者との取引の詳細は、以下のとおりである。

a) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.65%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2021年 8 月26日現在、投資運用会社に支払われるべき1,635,916米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2021年 8 月26日に終了した期間について支払われた投資運用報酬の金額は、損益計算書の「投資運用報酬」に反映されている。

注 8 関連当事者との取引（続き）

b) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.25%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2021年8月26日現在、投資顧問会社に支払われるべき172,360米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2021年8月26日に終了した期間について支払われた投資顧問報酬の金額は、損益計算書の「投資顧問報酬」に反映されている。

c) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.11%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2021年8月26日現在、管理会社に支払われるべき364,106米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2021年8月26日に終了した期間について支払われた管理報酬の金額は、損益計算書の「管理報酬」に反映されている。

d) 代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2021年8月26日現在、代行協会員に支払われるべき233,546米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2021年8月26日に終了した期間について支払われた代行協会員報酬の金額は、損益計算書の「代行協会員報酬」に反映されている。

e) 販売報酬

販売会社は、関連する販売会社が販売した受益証券に帰属する部分に係るサブ・ファンドの純資産価額の年率0.65%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2021年8月26日現在、販売会社に支払われるべき448,136米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2021年8月26日に終了した期間について支払われた販売報酬の金額は、損益計算書の「販売報酬」に反映されている。

注9 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2021年8月26日現在、受託会社に支払われるべき16,488米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2021年8月26日に終了した期間について支払われた受託報酬の金額は、損益計算書の「受託報酬」に反映されている。

注10 投資リスク

以下は、主要なリスク要因および考察事項であるが、これらは以下に限定されるものではない。

外国為替変動リスク

米ドル建 為替ヘッジなしクラス

サブ・ファンドは、様々な通貨建て資産に投資を行う。

しかしながら、当クラスにおいて外国為替ヘッジは行わない。したがって、サブ・ファンドが投資している有価証券の通貨が米ドルに対して強くなると、クラスの受益証券1口当たり純資産価格が上がる可能性がある。逆に、投資している有価証券の通貨が米ドルに対して弱くなると、クラスの受益証券1口当たり純資産価格は低下することがある。

米ドル建 米ドルヘッジクラス

サブ・ファンドは、様々な通貨建て資産に投資を行う。

その上で、当クラスにおいて原則として外国為替ヘッジが行われ、為替変動リスクの低減を図る。しかしながら、完全に為替変動リスクを排除することはできない。

当クラスが外国為替ヘッジを行う通貨の金利が、米ドル金利よりも高い場合には、当クラスにこの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意のこと。

円貨からの投資に伴う外国為替変動リスク

当初円貨からサブ・ファンドの各クラス受益証券に投資した場合には、米ドル建ての受益証券1口当たり純資産価格が下落していなくても、為替相場の変動によっては買戻時の円貨受取額が円貨での当初投資金額を下回ることがある。

株価変動リスク

サブ・ファンドが投資している株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動することがある。株式の価格が変動すれば受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる可能性がある。

注10 投資リスク（続き）

信用リスク

サブ・ファンドが投資している有価証券の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化により、受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがある。

為替レートリスク

受益証券は米ドル建てである。これにより、投資者の金融活動が主に米ドル以外の通貨または通貨単位（米ドルを含む。）（以下「投資者通貨」という。）建てである場合、通貨換算に関連する一定のリスクが発生する。これらには、為替相場が大幅に変動する可能性がある（米ドルの切り下げまたは投資者通貨の切り上げによる変動を含む。）リスクおよび米ドルまたは投資者通貨（場合による。）の管轄当局が為替管理を行うまたは変更する可能性があるリスクが含まれる。

米ドルに対する、投資者通貨の価値の上昇により、（a）投資者通貨における純資産価額および1口当たり純資産価格に相当する価値ならびに（b）投資者通貨における支払われるべき分配金（もしあれば）に相当する価値が下落する。

金利リスク

金利リスクは、金利の変動が、将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼす可能性があることから生ずる。

サブ・ファンドの資産および負債の大半は、無利息であり、かつ、主として金利リスクにさらされていない。余剰の現金および現金等価物はすべて銀行に預けられている。したがって、経営陣は、サブ・ファンドが主として重大な金利リスクにさらされていないと考えており、関連する感応度解析は本財務書類に記載されていない。

流動性リスク

流動性リスクとは、現金またはその他の金融資産を受け渡すことで決済される金融負債に係る債務を履行する際にサブ・ファンドが困難に直面するリスクをいう。流動性リスクに対するエクスポージャーは、サブ・ファンドが予想より早く債務の弁済を要求される可能性があることから生ずる。サブ・ファンドの方針は、通常の運用要件を満たすために十分な現金および現金等価物を維持することである。

注11 財務ハイライト

2021年2月27日から2021年8月26日までの期間における財務ハイライト

	米ドル建 為替ヘッジなし クラス受益証券	米ドル建 米ドルヘッジ クラス受益証券
受益証券1口当たり運用実績：		
2021年2月27日現在純資産価額	120.93	119.74
運用からの利益：		
投資純利益	(0.02)	(0.02)
投資活動による実現および未実現純利益／（損失）	18.76	19.68
運用からの合計	18.74	19.66
2021年8月26日現在純資産価額	139.67	139.40
トータル・リターン：		
成功報酬前のトータル・リターン	15.50%	16.42%
成功報酬	-	-
成功報酬後のトータル・リターン	15.50%	16.42%
	米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン	
	米ドル建 為替ヘッジなし クラス受益証券	米ドル建 米ドルヘッジ クラス受益証券
平均純資産に対する比率：		
成功報酬控除後費用	0.94%	0.91%
成功報酬	-	-
投資純収益	(0.01)%	(0.01)%

サブ・ファンドが支払うべき成功報酬はない。

財務ハイライトは、各クラス受益証券全体として計算したものであり、年率に換算されていない。各受益者の財務ハイライトは、異なる手数料体系および資本受益証券取引の時期により上記とは異なる場合がある。

注12 補償

サブ・ファンドは、様々な補償を含む契約を締結している。かかる契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーについては不明である。しかしながら、サブ・ファンドは、これまでかかる契約に基づく請求または損失を受けたことはなく、損失リスクはごく僅かであると予想している。

注13 後発事象

2021年8月26日から本財務書類の公表が認められるまで、本財務書類に修正または追加開示が必要である事象はなかった。

[次へ](#)

（２）投資有価証券明細表等

ソフォス・ケイマン・トラスト -

米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン

投資有価証券明細表

2021年 8 月26日現在

内容	通貨	数量	取得原価	公正価値	純資産に 対する 割合(%)
投資有価証券 - 公正価値					
上場有価証券					
フランス					
非耐久消費財			9,809,667	10,820,215	2.40%
その他			9,435,631	14,778,571	3.28%
フランス合計			19,245,298	25,598,786	5.68%
ドイツ					
その他			18,115,933	21,068,676	4.68%
ドイツ合計			18,115,933	21,068,676	4.68%
アイルランド					
非耐久消費財			3,759,988	4,972,677	1.10%
テクノロジー			13,508,560	21,708,602	4.82%
アイルランド合計			17,268,548	26,681,279	5.92%
イタリア					
非耐久消費財			1,898,038	2,581,520	0.57%
イタリア合計			1,898,038	2,581,520	0.57%
オランダ					
非耐久消費財			9,098,363	9,254,543	2.05%
オランダ合計			9,098,363	9,254,543	2.05%
イギリス					
非耐久消費財			18,740,756	20,720,957	4.60%
その他					
RECKITT BENCKISER GP	GBP	360,169	29,867,834	27,455,953	6.09%
イギリス合計			48,608,590	48,176,910	10.69%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
投資有価証券明細表
2021年 8月26日現在

内容	通貨	数量	取得原価	公正価値	純資産に 対する 割合(%)
投資有価証券 - 公正価値（続き）					
上場有価証券（続き）					
アメリカ合衆国					
通信			2,265,684	2,943,833	0.65%
耐久消費財			3,350,719	5,551,759	1.23%
非耐久消費財			74,291,127	80,713,704	17.91%
その他					
PHILIP MORRIS INTL	USD	382,800	31,032,406	38,758,500	8.60%
その他			14,858,861	19,997,409	4.44%
工業			32,638,694	51,619,393	11.46%
テクノロジー					
MICROSOFT CORP	USD	147,387	24,683,477	44,081,977	9.78%
VISA INC	USD	102,312	19,027,151	23,584,963	5.23%
その他			35,083,813.00	39,616,276.00	8.79%
アメリカ合衆国合計			237,231,932.00	306,867,814.00	68.09%
上場有価証券合計			351,466,702.00	440,229,528.00	97.68%
投資有価証券 - 公正価値合計			351,466,702.00	440,229,528.00	97.68%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラスト -
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン
投資有価証券明細表
2021年 8月26日現在

内容	満期日	公正価値	純資産に 対する 割合(%)
デリバティブ契約（資産） - 公正価値			
外国為替予約取引			
米ドルの買い / 外貨の売り			
米ドル / ユーロ	2021/09/20	188,407	0.04%
米ドル / 英ポンド	2021/09/20	461,905	0.10%
外国為替取引合計		650,312	0.14%
デリバティブ契約（資産） - 公正価値合計		650,312	0.14%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額（2021年９月末日現在）

払込済資本金の額 1,025,000英ポンド（約１億5,419万円）

発行済株式総数 1,025,000株

ファンドロジック（ジャージー）リミテッド（以下「管理会社」という。）は、追加の株式を発行するために、授權資本の増加について特別決議において可決しなければならない。

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2016年９月末日	25,000英ポンド
2017年９月末日	25,000英ポンド
2018年９月末日	25,000英ポンド
2019年９月末日	25,000英ポンド
2020年９月末日	25,000英ポンド
2020年11月10日	1,025,000英ポンド
2021年９月末日	1,025,000英ポンド

（注）スターリング・ポンド（以下「英ポンド」という。）の円貨換算は、便宜上、2021年９月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１英ポンド＝150.43円）による。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の唯一の事業活動は、集団投資ファンドの運用である。

管理会社は、2021年９月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
ジャージー	集団投資ファンド	67	105億米ドル
ケイマン諸島	オープンエンド型アンブレラ型 ユニット・トラスト	2	4億9,000万米ドル（注）

（注）2021年６月30日現在の純資産価額

（３）その他

本半期報告書提出前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ジャージーにおける法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、英ポンドで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年９月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１英ポンド＝150.43円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

ファンドロジック（ジャージー）リミテッド

登録番号：92018

財政状態計算書

2020年12月31日現在

	2020年度		2019年度	
	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円
資産				
現金および短期預金	5,041	758	3,418	514
前払金および未収収益	1,831	275	1,328	200
資産合計	6,872	1,034	4,746	714
負債および資本				
負債				
その他の債務（注８）	2,115	318	2,329	350
未払費用および前受収益	2,271	342	914	137
負債合計	4,386	660	3,243	488
資本				
資本金（注９）	1,025	154	25	4
利益剰余金	1,461	220	1,478	222
親会社に帰属する資本	2,486	374	1,503	226
資本合計	2,486	374	1,503	226
資本および負債合計	6,872	1,034	4,746	714

本財務書類は、2021年４月28日付で取締役会に承認され、2021年４月29日付で発行を認められた。

本財務書類は、取締役会を代表して署名された。

（署名）

取締役

注記は、本財務書類と不可分のものである。

（２）損益の状況

ファンドロジック（ジャージー）リミテッド

包括利益計算書
2020年12月31日終了年度

	2020年度		2019年度	
	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円
収益	4,831	727	2,982	449
受取利息（注４）	1	0	61	9
支払利息（注４）	(8)	(1)	(13)	(2)
（支払）／受取利息純額	(7)	(1)	48	7
その他の収入（注５）	11	2	18	3
その他の費用（注６）	(4,852)	(730)	(2,986)	(449)
税引前（損失）／利益	(17)	(3)	62	9
法人所得税（注７）	-	-	-	-
当期（損失）／利益および包括利益	(17)	(3)	62	9

すべての実績は、継続事業から生じたものである。

注記は、本財務書類と不可分のものである。

ファンドロジック（ジャージー）リミテッド

資本変動計算書
2020年12月31日終了年度

	資本金		利益剰余金		資本合計	
	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円
2019年1月1日付残高	25	4	1,416	213	1,441	217
前期利益および包括利益合計	-	-	62	9	62	9
2019年12月31日付残高	25	4	1,478	222	1,503	226
当期損失および包括利益合計	-	-	(17)	(3)	(17)	(3)
所有者との取引額：						
資本金発行	1,000	150	-	-	1,000	150
2020年12月31日付残高	1,025	154	1,461	220	2,486	374

注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ファンドロジック（ジャージー）リミテッド

財務書類に対する注記

2020年12月31日終了年度

注 1 会社情報

当会社は、ジャージーで設立され、ジャージー、JE1 0BD、セント・ヘリア、エスプラネード47の登記上の住所に所在している。当会社は、非公開有限責任会社である。登記番号は92018である。

当会社の最終的な親会社および支配法人であり、ならびに当会社が構成員で、グループ財務書類が作成される最大および最小のグループは、モルガン・スタンレーである。同社は、当会社およびモルガン・スタンレーのその他の子会社と共に、モルガン・スタンレー・グループを構成する。モルガン・スタンレーは、アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209、コーポレーション・トラスト・センター、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニーに登記上の住所を有し、アメリカ合衆国デラウェア州で設立された法人である。モルガン・スタンレーの財務書類の写しは、www.morganstanley.com/investorrelationsより取得できる。

注 2 財務書類の作成基準

準拠表明

本財務書類は、取得原価主義に基づき、かつ財務報告基準（F R S）第101号ならびに1991年会社法（ジャージー）および2007年金融サービス（ファンド・サービス事業（会計、監査および報告））令（ジャージー）に準拠して作成された。

当会社は、F R S 第100号「財務報告要求の適用」に定める適格企業の定義を満たしている。当会社は、金融商品、公正価値の測定、資本管理、特定資産に関する比較情報の表示、未発効の会計基準および関連当事者取引に関連して、F R S 第101号に基づき利用可能な開示免除を適用している。

適用ある場合は、当会社が連結されているモルガン・スタンレーのグループ財務書類において同等の開示がされている。モルガン・スタンレーの財務書類の写しは、本注記 1 に記載の場所で取得できる。

当期中に適用された新しい基準および解釈

当会社の事業に関連する以下の基準の修正は、当期中に適用されたものである。当該基準の修正は、当会社の要約財務書類に重大な影響を与えなかった。

国際会計基準審議会は、2020年 1 月 1 日以降に開始する会計年度への適用に向け、2018年10月に国際会計基準第 1 号「財務諸表の表示」および国際会計基準第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における「重要性がある」の定義の改訂を発表した。当該改訂は、2019年12月に E U によって承認された。

当期中に適用された当会社の事業に関連するその他の基準または解釈はなかった。

重要な会計上の判断および見積りの不確実性の発生要因

当会社の会計方針を適用する過程で、本財務書類で認識されている金額に重大な影響のある重要な判断は行われていない。翌会計年度において資産および負債の簿価に大幅な調整をもたらす重大なリスクのある、報告期間における見積りの不確実性に関する主要な発生要因は存在していない。

資本勘定および資本管理

当会社の資本は、今後も継続企業として存続できることを確保するよう運用されている。株主は、当会社が存続する金融債務を履行できることを確保するため、追加の株式を購入することで、当会社に追加の資金を投資する。当該資金は、当会社が運用資金目的または当会社のいずれの債務を履行する目的において必要とする時に、拠出されるものとする。当会社は、十分な金融資産および十分な保証の両方を維持し、その存在を示すための外部資本の要件に従う。すべての当該外部資本要件は、当期中および年度末において満たされていた。

継続企業の前提

当会社の事業活動は、当会社の将来の発展、業績および地位に影響を及ぼす可能性がある要因とともに、取締役会報告書に反映されている。

上記の要因を考慮すると、取締役は、当会社が予見可能な将来まで営業活動を継続するための十分な資金を入手できると推定することが合理的であると判断しており、取締役は、年次報告書および財務書類の作成において、継続企業の前提を引き続き採用している。

注 3 重要な会計方針の概要

a．機能通貨

本財務書類に含まれる項目は、当会社が事業を行っている主要な経済地域の通貨である、英ポンドで測定され、表示されている。

b．外国通貨

英ポンド以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、報告日におけるレートで英ポンドに換算されている。英ポンド以外の通貨建ての取引ならびに非貨幣性資産および負債は、当該取引の日付における実勢レートで計上されている。すべての換算差額は、包括利益計算書に認識されている。

c．現金および現金等価物

現金および現金等価物は、容易に一定額の現金に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクしか負わない、現金および銀行の現金当座借越を控除した当初満期が3か月以内の要求払い預金で構成されている。

d．金融商品

金融資産および金融負債には、前払金および未収収益、その他の債務ならびに未払費用および前受収益が含まれる。

前払金および未収収益、その他の債務ならびに未払費用および前受収益は、当会社が当該金融商品の契約条項の当事者となった場合に認識され、当初は公正価値で測定され、その後は（金融資産の減損引当金を控除して）償却原価で測定される。利息は、包括利益計算書において実効金利法（以下「EIR」という。）を用いて認識される。

当会社は、金融資産からのキャッシュ・フローへの契約上の権利が終了した時、または当会社が金融資産を移転させ、当該金融資産の所有に伴う実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転させた時、当該金融資産の認識を中止する。当会社は、当会社の債務が履行され、取り消され、または失効した場合、当該債務の認識を中止する。

e．金融資産の減損

当会社は、予想信用損失（以下「ECL」という。）に係る損失引当金を、償却原価で分類される金融資産に対して認識している。ECLは、当該金融商品の予想残存期間にわたる現金不足の現在価値であり、資産のEIRで割り引かれる。ECLは、包括利益計算書において「金融商品に係る減損損失純額」として認識され、財政状態計算書においては減損資産の帳簿価額に対してECL引当金として反映される。ECLが減少した場合、これは「金融商品に係る減損損失戻入額（純額）」において認識される。

f．管理報酬収益

管理報酬は、トパス・ファンドおよびソフォス・ケイマン・トラスト・ファンドの有する純資産価額に基づく。これらの報酬は、サービスが遂行された時点において認識される。

g．手数料および委託料

包括利益計算書において「その他の費用」として分類されるファンドの事業に関連する手数料および委託料（管理手数料を含む。）には、取引手数料およびサービス手数料が含まれる。これらの金額は、関連サービスが遂行または受領された時点において認識される。

注4 受取利息および支払利息

「受取利息」および「支払利息」は、償却原価で、かつEIR法を用いて計算される金融資産および金融負債についての受取利息合計および支払利息合計を表す。

注5 その他の収入

	2020年度 千英ポンド	2019年度 千英ポンド
為替差損益	11	18

注6 その他の費用

	2020年度 千英ポンド	2019年度 千英ポンド
事務管理費用	4,808	2,137
監査人報酬		
当会社の年次財務書類の監査を行った監査人への 監査報酬	25	15
その他のモルガン・スタンレー・グループ会社からの 経営管理（収入）／費用	(245)	706
その他	264	128
	4,852	2,986

当会社は、当期中に従業員を雇用しなかった（2019年度：0名）。

取締役が当会社に対する適格な業務について受領した報酬額は、関連当事者についての開示で記載されている（本注記12）。

注7 法人所得税

当会社には、0.00%の税率でジャージーの法人所得税が課されている（2019年度：0.00%）。

注 8 その他の債務

	2020年度 千英ポンド	2019年度 千英ポンド
その他のモルガン・スタンレー・グループ会社への 未払金	2,115	2,329

注 9 資本

	各 1 英ポンドの 普通株式 千英ポンド
授権済み、割当済みおよび全額払込済み	
2020年 1 月 1 日現在	25
当期中に発行：	
2020年11月	1,000
2020年12月現在	1,025

注10 資産および負債の予想満期

報告期間から12か月を超えて、回収または決済される見込みの当会社の資産および負債はない（2019年度：0英ポンド）。

注11 セグメント報告

当会社は、一種類のみの事業を有しており、ヨーロッパ、中東およびアフリカの単一の地理的市場（以下「EMEA」という。）で事業を行っている。そのため、セグメント分析は一切提供していない。

注12 関連当事者についての開示

主要な役員報酬

取締役報酬

当会社は、当期または前期中にその取締役が報酬を支払っていないが、取締役が当会社に提供した適格な業務について、クレストブリッジ・ファンド・アドミニストレーターズ・リミテッドからの28,000英ポンド（2019年度：18,000英ポンド）の費用を負った。

取締役が当会社に提供した適格な業務について、16,000英ポンドの追加手数料（2019年度：10,000英ポンド）は、当期において、別のモルガン・スタンレー・グループの企業が負担した。取締役が当会社に対する適格な業務について受領した報酬額は、下記に開示されている。

	2020年度 千英ポンド	2019年度 千英ポンド
全取締役への報酬合計：		
報酬合計	44	28
長期インセンティブ制度	2	-
合計	46	28

取締役報酬は、現金、ボーナスおよび現物給付の合計で計算された。

モルガン・スタンレー・グループの従業員であるすべての取締役は、モルガン・スタンレー・グループの株式ベースの長期インセンティブ制度に基づき付与される、親会社であるモルガン・スタンレーの株式を受け取る資格を有している。当期中、当該インセンティブ制度に基づき、最高年俸の取締役を含む２名の取締役が適格な業務について制限付き株式ユニット（以下「RSU」という。）の報奨を受領した（2019年度：１名）。

その他の長期インセンティブ制度によって付与された資産（株式を除く。）の価額は、報奨が授与された時（通常報奨の日付から３年以内）、上記の開示に含まれている。

モルガン・スタンレー・UK・リミテッドは、確定拠出年金制度である、モルガン・スタンレー・UK・グループ年金制度（以下「DC制度」という。）を運営している。このDC制度に基づいて退職年金が発生した取締役は、１名であった（2019年度：１名）。

いかなる取締役も英国外の確定拠出年金制度に基づいて給付金を受領していない（2019年度：１名）。

当会社は、当期中に、その取締役にいかなる貸付金またはその他の融資も提供していない（2019年度：０名）。

関連当事者との取引

ファンド・マネージャーとしての資格における当会社、管理事務代行会社としての資格におけるクレストブリッジ・ファンド・アドミニストレーターズ・リミテッド、およびトパス・ファンドの受託会社としての資格におけるクレストブリッジ・コーポレート・トラスティー・リミテッドは、本信託証書によりそれらに付与された責任について関連当事者である。

当期中、当会社は、クレストブリッジ・ファンド・アドミニストレーターズ・リミテッドを通じてファンドから運用報酬として4,749,000英ポンドを受領し（2019年度：2,982,000英ポンド）、クレストブリッジ・ファンド・アドミニストレーターズ・リミテッドに管理事務代行報酬として1,727,000英ポンド（2019年度：880,000英ポンド）を支払い、クレストブリッジ・コーポレート・トラスティー・リミテッドに受託報酬として749,000英ポンドを支払った（2019年度：352,000英ポンド）。

2020年12月31日現在における未払残高は、クレストブリッジ・ファンド・アドミニストレーターズ・リミテッドを通じてファンドから受け取る運用報酬の1,786,000英ポンド（2019年度：1,306,000英ポンド）、クレストブリッジ・ファンド・アドミニストレーターズ・リミテッドに支払うべき管理事務代行報酬の512,000英ポンド（2019年度：340,000英ポンド）、クレストブリッジ・コーポレート・トラスティーズ・リミテッドに支払うべき受託報酬の279,000英ポンド（2019年度：143,000英ポンド）、およびクレストブリッジ・ファンド・アドミニストレーターズに支払うべき保管報酬の799,000英ポンド（2019年度：０英ポンド）であった。

ファンド・マネージャーとしての資格における当会社、およびファンドの保管会社としての資格におけるノーザン・トラスト・フィデューシャリー・サービスズ（アイルランド）リミテッドは、本信託証書によって付与された責任について関連当事者である。

当期中に、当会社は、ノーザン・トラスト・フィデューシャリー・サービスズ（アイルランド）リミテッドに、492,000英ポンドの保管報酬を支払った（2019年度：350,000英ポンド）。

ノーザン・トラスト・フィデューシャリー・サービスズ（アイルランド）リミテッドに支払うべき保管報酬の未払残高は、2020年12月31日付で382,000英ポンドであった（2019年度：190,000英ポンド）。

取締役業務についてクレストブリッジ・ファンド・アドミニストレーターズ・リミテッドに支払われた手数料に関連する詳細は、上記の取締役報酬の項目を参照されたい。

[次へ](#)

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

Registered number: 92018

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

As at 31 December 2020

	Note	2020 £'000	2019 £'000
ASSETS			
Cash and short-term deposits		5,041	3,418
Prepayments and accrued income		1,831	1,328
TOTAL ASSETS		<u>6,872</u>	<u>4,746</u>
LIABILITIES AND EQUITY			
LIABILITIES			
Other payables	8	2,115	2,329
Accruals and deferred income		<u>2,271</u>	<u>914</u>
TOTAL LIABILITIES		4,386	3,243
EQUITY			
Share capital	9	1,025	25
Retained earnings		<u>1,461</u>	<u>1,478</u>
Equity attributable to owners of the Company		2,486	1,503
TOTAL EQUITY		<u>2,486</u>	<u>1,503</u>
TOTAL LIABILITIES AND EQUITY		<u>6,872</u>	<u>4,746</u>

These financial statements were approved by the Board on 28 April 2021 and authorised for issue on 29 April 2021.

Signed on behalf of the Board

Director

The notes on pages 12 to 17 form an integral part of the financial statements.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

Year ended 31 December 2020

	Note	2020 £'000	2019 £'000
Revenue		4,831	2,982
Interest income	4	1	61
Interest expense	4	(8)	(13)
Net interest (expense)/ income		(7)	48
Other income	5	11	18
Other expense	6	(4,852)	(2,986)
(LOSS)/ PROFIT BEFORE TAXATION		(17)	62
Income tax result	7	-	-
(LOSS)/ PROFIT AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		(17)	62

All results were derived from continuing operations.

The notes on pages 12 to 17 form an integral part of the financial statements.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

Year ended 31 December 2020

	Share capital £'000	Retained earnings £'000	Total equity £'000
Balance at 1 January 2019	25	1,416	1,441
Profit and total comprehensive income for the year	-	62	62
Balance at 31 December 2019	<u>25</u>	<u>1,478</u>	<u>1,503</u>
Loss and total comprehensive income for the year	-	(17)	(17)
Transactions with owners:			
Issue of share capital	1,000	-	1,000
Balance at 31 December 2020	<u><u>1,025</u></u>	<u><u>1,461</u></u>	<u><u>2,486</u></u>

The notes on pages 12 to 17 form an integral part of the financial statements.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2020

1. CORPORATE INFORMATION

The Company is incorporated and domiciled in Jersey, at the following registered address: 47 Esplanade, St Helier, Jersey, JE1 0BD. The Company is a private company and is limited by shares. The registered number of the Company is 92018.

The Company's ultimate parent undertaking and controlling entity and the largest and smallest group of which the Company is a member and for which group financial statements are prepared is Morgan Stanley which, together with the Company and Morgan Stanley's other subsidiary undertakings, form the Morgan Stanley Group. Morgan Stanley has its registered office c/o The Corporation Trust Company, Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, DE 19801, United States of America and is incorporated in the state of Delaware, in the United States of America. Copies of its financial statements can be obtained from www.morganstanley.com/investorrelations.

2. BASIS OF PREPARATION

Statement of compliance

These financial statements have been prepared on a historical cost basis and in accordance with FRS 101 and Companies (Jersey) Law 1991 and the Financial Services (Fund Services Business (Accounts, Audits and Reports)) (Jersey) Order 2007.

The Company meets the definition of a qualifying entity as defined in FRS 100 '*Application of Financial Reporting Requirements*'. The Company has taken advantage of the disclosure exemptions available under FRS 101 in relation to financial instruments, fair value measurement, capital management, presentation of comparative information in respect of certain assets, accounting standards not yet effective and related party transactions.

Where relevant, equivalent disclosures have been provided in the group accounts of Morgan Stanley in which the Company is consolidated. Copies of Morgan Stanley's accounts can be obtained as detailed at note 1.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2020

2. BASIS OF PREPARATION (CONTINUED)

New standards and interpretations adopted during the year

The following amendments to standards relevant to the Company's operations were adopted during the year. These amendments to standards did not have a material impact on the Company's condensed financial statements.

Amendments to IAS 1 '*Presentation of Financial Statements*' and IAS 8 '*Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors*': Definition of Material were issued by the IASB in October 2018, for application in accounting periods beginning on or after 1 January 2020. The amendments were endorsed by the EU in December 2019.

There were no other standards or interpretations relevant to the Company's operations which were adopted during the period.

Critical accounting judgements and sources of estimation uncertainty

No critical judgements have been made in the process of applying the Company's accounting policies that have had a significant effect on the amounts recognised in the financial statements. There are no key sources of estimation uncertainty in the reporting period that may have a significant risk of causing a material adjustment to the carrying amounts of assets and liabilities in the next financial year.

Capital accounts and capital management

The capital of the Company is managed to ensure that it will be able to continue as a going concern in the future. The shareholders will invest additional monies into the Company by purchasing additional shares in order to ensure that the Company can meet its ongoing financial obligations. These shall be contributed at such times as the Company may require for working capital purposes or for meeting any obligations of the Company. The Company is subject to external capital requirements in order to maintain and be able to demonstrate the existence of, both adequate financial resources and adequate insurance. All such external capital requirements were met during the period and at the year end.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2020

2. BASIS OF PREPARATION (CONTINUED)

The going concern assumption

The Company's business activities, together with the factors likely to affect its future development, performance and position, are reflected in the Directors' report on pages 1 to 5.

Taking the above factors into consideration, the Directors believe it is reasonable to assume that the Company will have access to adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future and the Directors continue to adopt the going concern basis in preparing the annual report and financial statements.

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

a. Functional currency

Items included in the financial statements are measured and presented in Pounds Sterling, the currency of the primary economic environment in which the Company operates.

b. Foreign currencies

Monetary assets and liabilities denominated in currencies other than Pounds Sterling are translated into Pounds Sterling at the rates ruling at the reporting date. Transactions and non-monetary assets and liabilities denominated in currencies other than Pounds Sterling are recorded at the rates prevailing at the dates of the transactions. All translation differences are recognised through the statement of comprehensive income.

c. Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash and demand deposits with banks, net of outstanding bank overdrafts, with original maturities of three months or less, that are readily convertible to known amounts of cash and subject to insignificant risk of change in value.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2020

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

d. Financial instruments

Financial assets and liabilities comprise prepayments and accrued income, other payables and accruals and deferred income.

Prepayments and accrued income, other payables and accruals and deferred income are recognised when the Company becomes a party to the contractual provisions of the instrument and are initially measured at fair value and subsequently measured at amortised cost (less allowance for impairment on financial assets). Interest is recognised in the statement of comprehensive income using the effective interest rate (" EIR ") method.

The Company derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or when it transfers the financial asset and substantially all the risk and rewards of ownership of the asset. The Company derecognises financial liabilities when the Company's obligations are discharged, cancelled or they expire.

e. Impairment of financial assets

The Company recognises loss allowances for expected credit losses (" ECL ") for its financial assets classified at amortised cost. ECL are the present value of cash shortfalls over the expected life of the financial instrument, discounted at the asset's EIR. ECL is recognised in the statement of comprehensive income within ' Net impairment loss on financial instruments ' and is reflected against the carrying amount of the impaired asset on the statement of financial position as an ECL allowance. Where there has been a reduction in ECL, this will be recognised within ' Net reversal of impairment loss on financial instruments '.

f. Management fee income

Management fees are based on the net asset value of the TOPAS funds and SOPHOS II funds held. These fees are recognised when the services are performed.

g. Fees and commissions

Fees and commissions including administration fees in relation to the funds business classified within ' Other expense ' in the statement of comprehensive income include transaction and service fees. These amounts are recognised as the related services are performed or received.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2020

4. INTEREST INCOME AND INTEREST EXPENSE

'Interest income' and 'Interest expense' represent total interest income and total interest expense for financial assets and financial liabilities at amortised and is calculated using the EIR method.

5. OTHER INCOME

	2020	2019
	£'000	£'000
Net foreign exchange gains	<u>11</u>	<u>18</u>

6. OTHER EXPENSE

	2020	2019
	£'000	£'000
Administrative expenses	4,808	2,137
Auditor's remuneration:		
Fees payable to the Company's auditor for the audit of the Company's annual financial statements	25	15
Management (credit)/charges from other Morgan Stanley Group undertakings	(245)	706
Other	<u>264</u>	<u>128</u>
	<u>4,852</u>	<u>2,986</u>

The Company employed no staff during the year (2019: nil).

The amount of remuneration received by Directors in respect of their qualifying services to the Company is disclosed in the Related Party disclosures note (note 12).

7. INCOME TAX RESULT

The Company is subject to Jersey income tax at the rate of 0.00% (2019: 0.00%).

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2020

8. OTHER PAYABLES

	2020	2019
	£'000	£'000
Amounts due to other Morgan Stanley Group undertakings	<u>2,115</u>	<u>2,329</u>

9. EQUITY

	Ordinary shares of £1 each £'000
Authorised and allotted and fully paid	
At 1 January 2020	25
Issued during the year:	
November 2020	<u>1,000</u>
As at December 2020	<u>1,025</u>

10. EXPECTED MATURITY OF ASSETS AND LIABILITIES

None of the Company's assets and liabilities are expected to be recovered or settled more than twelve months after the reporting period (2019: £nil).

11. SEGMENT REPORTING

The Company has only one class of business, operating in a single geographic market, Europe, Middle East and Africa (" EMEA ") and accordingly no segmental analysis has been provided.

12. RELATED PARTY DISCLOSURES

Key management compensation

Directors' remuneration

The Company paid no remuneration to its Directors during the current or prior year but incurred expenses of £28,000 (2019: £18,000) from Crestbridge Fund Administrators Limited in respect of Directors' qualifying services provided to the Company.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2020

12. RELATED PARTY DISCLOSURES (CONTINUED)

Key management compensation (continued)

Directors' remuneration (continued)

Further charges of £16,000 (2019: £10,000) in respect of Directors' qualifying services provided to the Company have been borne by another Morgan Stanley Group undertaking in the current year. The amount of remuneration received by Directors in respect of their qualifying services to the Company is disclosed below:

	2020	2019
	£'000	£'000
Total remuneration of all Directors:		
Aggregate remuneration	44	28
Long-term incentive schemes	2	-
Total	<u>46</u>	<u>28</u>

Directors' remuneration has been calculated as the sum of cash, bonuses, and benefits in kind.

All Directors who are employees of the Morgan Stanley Group are eligible for shares of the parent company, Morgan Stanley, awarded under the Morgan Stanley Group's equity-based long-term incentive schemes. During the year under these incentive schemes, two Directors received restricted stock unit (" RSU ") awards in respect of qualifying services including the highest paid Director (2019: one).

The value of assets (other than shares) awarded under other long-term incentive schemes has been included in the above disclosures when the awards vest, which is generally within three years from the date of the award.

Morgan Stanley UK Limited operates a defined contribution pension scheme, The Morgan Stanley UK Group Pension Plan (" the DC plan "). There is one Director to whom retirement benefits are accruing under this DC plan (2019: one).

No Directors have benefits accruing under non-UK defined contribution schemes (2019: One).

The Company has not provided any loans or other credit advances to its Directors during the year (2019: nil).

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2020

12. RELATED PARTY DISCLOSURES (CONTINUED)

Transactions with related parties

The Company, in its capacity as fund manager, Crestbridge Fund Administrators Limited, in its capacity as administrator and Crestbridge Corporate Trustee Limited, in its capacity as trustee of the Topas funds, are related parties by virtue of the responsibilities conferred on them by the Trust Instrument.

During the year, the Company received management fees of £4,749,000 (2019: £2,982,000) from the funds via Crestbridge Fund Administrators Limited and paid administrative fees of £1,727,000 (2019: £880,000) to Crestbridge Fund Administrators Limited and trustee fees of £749,000 (2019: £352,000) to Crestbridge Corporate Trustee Limited.

As at 31 December 2020, the following was outstanding; management fees of £1,786,000 (2019: £1,306,000) due from the funds via Crestbridge Fund Administrators Limited, administrative fees of £512,000 (2019: £340,000) payable to Crestbridge Fund Administrators Limited, trustee fees of £279,000 (2019: £143,000) payable to Crestbridge Corporate Trustee Limited and custody fees of £799,000 (2019: £nil) payable to Crestbridge Fund Administrators.

The Company, in its capacity as fund manager, and Northern Trust Fiduciary Services (Ireland) Limited, in its capacity as custodian of the funds, are related parties by virtue of the responsibilities conferred on them by the Trust Instrument.

During the year, the Company paid custody fees of £492,000 (2019: £350,000) to Northern Trust Fiduciary Services (Ireland) Limited.

Custody fees of £382,000 payable to Northern Trust Fiduciary Services (Ireland) Limited were outstanding as at 31 December 2020 (2019: £190,000).

Refer to the Directors' remuneration section above for details in relation to fees paid to Crestbridge Fund Administrators Limited in respect of Director Services.

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概況

< 訂正前 >

(前略)

(ハ) 資本金の額（2021年6月末日現在）

授權株式資本金の額 1,025,000スターリング・ポンド（約1億5,699万円）（一株当たり1スターリング・ポンドの額面株式1,025,000株）

発行済株式総数 一株当たり1スターリング・ポンドの額面株式1,025,000株（株式名簿において全額払込済みとして記入済み）

管理会社は、1991年会社法（ジャージー）に従い株主の特別決議の承認により授權資本を増額することができる。

（注）スターリング・ポンド（以下「英ポンド」という。）の円貨換算は、便宜上、2021年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝153.16円）による。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(2021年6月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
モルガン・スタンレー	アメリカ合衆国、10036ニューヨーク州、ニューヨーク、ブロードウェイ1585	1,025,000株	100%

< 訂正後 >

(前略)

(ハ) 資本金の額（2021年9月末日現在）

授權株式資本金の額 1,025,000スターリング・ポンド（約1億5,419万円）（一株当たり1スターリング・ポンドの額面株式1,025,000株）

発行済株式総数 一株当たり1スターリング・ポンドの額面株式1,025,000株（株式名簿において全額払込済みとして記入済み）

管理会社は、1991年会社法（ジャージー）に従い株主の特別決議の承認により授權資本を増額することができる。

（注）スターリング・ポンド（以下「英ポンド」という。）の円貨換算は、便宜上、2021年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝150.43円）による。

(中略)

（ホ）大株主の状況

（2021年9月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
モルガン・スタンレー	アメリカ合衆国、10036ニューヨーク州、 ニューヨーク、ブロードウェイ1585	1,025,000株	100%

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ａ）日本

サブ・ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。したがって、2021年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の法の下で、ファンドはいかなる所得税、遺産税、譲与税、消費税またはその他の税の対象とならず、ファンドによる分配は、源泉徴収税またはその他の税の対象とならない。ファンドは、ケイマン諸島信託法第74条（改正済）に従い免税信託として登録されている。ケイマン諸島において税金が課される可能性のある現行の法律は存在しないが、受託会社は、ケイマン諸島内閣長官により署名される、ファンドの設定日後50年の間、いかなる法律の変更にかかわらず、ファンドが収益またはキャピタル・ゲインに関して将来課される可能性のある税または義務の免除の恩恵を受けるといふ旨の約定を受領した。ケイマン諸島は、受託会社に対するまたは受託会社による支払に適用される二重課税条約をいかなる国との間でも締結していない。

（中略）

（Ｄ）ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

（中略）

A E O I 規則は、ファンドに対し、「報告金融機関」として、とりわけ（ ）内国歳入庁（以下「I R S」という。）への登録、国際仲介者証明の取得（ただし、米国I G Aについてのみ）、（ ）税務情報局への登録およびこれに伴う「報告金融機関」としての資格の通知、（ ）C R Sに基づく報告金融機関の義務にどのように対処するかを規定する、書面による方針および手順を採用および実施し、（ ）「報告対象口座」に該当するかを識別するための、保有口座に対するデュー・ディリジェンスの実施、ならびに、（ ）税務情報局に対する当該報告対象口座の情報提供を義務付けている。税務情報局は、毎年、報告を受けた情報を当該報告対象口座に関連する海外の財務当局（例えば、米国の報告対象口座であればI R S）に対し自動的に転送する。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（Ａ）日本

サブ・ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。したがって、2021年10月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の法の下で、ファンドはいかなる所得税、遺産税、譲与税、消費税またはその他の税の対象とならず、ファンドによる分配は、源泉徴収税またはその他の税の対象と

ならない。ファンドは、ケイマン諸島信託法第74条（改正済）に従い免税信託として登録されている。ケイマン諸島において税金が課される可能性のある現行の法律は存在しないが、受託会社は、ケイマン諸島財務長官により署名される、ファンドの設定日後50年の間、いかなる法律の変更にかかわらず、ファンドが収益またはキャピタル・ゲインに関して将来課される可能性のある税または義務の免除の恩恵を受けるという旨の約定を受領した。ケイマン諸島は、受託会社に対するまたは受託会社による支払に適用される二重課税条約をいかなる国との間でも締結していない。

（中略）

(D) ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

（中略）

A E O I 規則は、ファンドに対し、「報告金融機関」として、とりわけ（ ）内国歳入庁（以下「I R S」という。）への登録、国際仲介者証明の取得（ただし、米国I G Aについてのみ）、（ ）税務情報局への登録およびこれに伴う「報告金融機関」としての資格の通知、（ ）C R Sに基づく報告金融機関の義務にどのように対処するかを規定する、書面による方針および手順を採用および実施し、（ ）「報告対象口座」に該当するかを識別するための、保有口座に対するデュー・ディリジェンスの実施、（ ）税務情報局に対する当該報告対象口座の情報提供、ならびに（ ）税務情報局に対するC R Sコンプライアンス書面の提出を義務付けている。税務情報局は、毎年、報告を受けた情報を当該報告対象口座に関連する海外の財務当局（例えば、米国の報告対象口座であればI R S）に対し自動的に転送する。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(1) 海外における販売

< 訂正前 >

（前略）

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび兵器拡散金融対策規則

マネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび兵器拡散金融対策を目的とする適用ある法令または規則を遵守するために、ファンドの受託者としての受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下「関係当事者」と総称する。）は、マネー・ロンダリング防止手続を採用および維持するよう求められ、申込者に対してその身元、またはその実質的受益者もしくはそれを支配する者の身元（該当する場合）および資金源を確認する証拠を提出するよう請求することができる。許容される場合には、一定の条件に従って、関係当事者は、マネー・ロンダリング防止手続の維持（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委任することもできる。

（中略）

制裁

（中略）

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理事務代行会社は、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者とのおよび／もしくはかかる申込者のサブ・ファンドに対する持ち分についてのその後の取引を、当該申込者が制裁対象に該当しなくなるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで、停止することが求められる場合がある（以下「制裁対象者事由」という。）。受託会社および管理事務代行会社またはその他の受託会社の業務提供者は、制裁対象者事由の結果、申込者に生じた負債、費用、経費、損害および／または損失（直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用ならびにその他全ての専門家に要する費用や経費を含むが、これらに限られない。）に対して一切の責任を有しない。

（中略）

情報請求

受託会社またはケイマン諸島に所在する取締役もしくは代理人は、適用法に基づき規制当局または政府機関等からの情報請求に従い、それらまたは海外の公認された規制当局のために、受益者（該当する場合は受益者の実質的受益者およびそれを支配する者）に関する情報を含むが、これらに限られない情報の提供を強制されることがある（例えば、金融庁法（改正済）に基づき、CIMAが自らもしくは公認の海外規制当局のために行う場合、または税務情報庁法（改正済）ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づき、税務情報庁が行う場合）。これらの法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務違反とはみなされないものとし、一定の場合には、受託会社または取締役もしくは代理人は、当該請求があったことを開示することが禁止される場合がある。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび兵器拡散金融対策規則

マネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび兵器拡散金融対策を目的とする適用ある法令または規則を遵守するために、ファンドの受託者としての受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下「関係当事者」と総称する。）は、手続を採用および維持するよう求められ、申込者に対してその身元、またはその実質的受益者もしくはそれを支配する者の身元（該当する場合）および申込金の支払源を確認する証拠を提出するよう請求することができる。許容される場合には、一定の条件

に従って、関係当事者は、マネー・ロンダリング防止手続の維持（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委任することもできる。

（中略）

制裁

（中略）

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理事務代行会社は、直ちにかつ申込者または関連する関係者（該当する場合）への通知をすることなく、かかる申込者とのおよび／もしくはかかる申込者のサブ・ファンドに対する持ち分についてのその後の取引を、当該申込者が制裁対象に該当しなくなるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで、停止することが求められる場合がある（以下「制裁対象者事由」という。）。受託会社および管理事務代行会社またはその他の受託会社の業務提供者は、制裁対象者事由の結果、申込者に生じた負債、費用、経費、損害および／または損失（直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用ならびにその他全ての専門家に要する費用や経費を含むが、これらに限られない。）に対して一切の責任を有しない。

（中略）

情報請求

受託会社またはケイマン諸島における取締役もしくは代理人は、適用法に基づき規制当局または政府機関等からの情報請求に従い、それらまたは海外の公認された規制当局のために、受益者（該当する場合は受益者の実質的受益者およびそれを支配する者）に関する情報を含むが、これらに限られない情報の提供を強制されることがある（例えば、金融庁法（改正済）に基づき、CIMAが自らもしくは公認の海外規制当局のために行う場合、または税務情報庁法（改正済）ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づき、税務情報庁が行う場合）。これらの法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務違反とはみなされないものとし、一定の場合には、受託会社または取締役もしくは代理人は、当該請求があったことを開示することが禁止される場合がある。

（後略）

独立監査人の監査報告書

意見

我々は、ファンドロジック（ジャージー）リミテッド（以下「当会社」という。）の本財務書類について、

- ・ 2020年12月31日現在の当会社の事業の状況および同日に終了した年度中の損失を、真実かつ公正に表示しており、
- ・ 財務報告基準第101号「簡素化された開示のフレームワーク」を含む、英国で一般的に公正妥当と認められた会計原則に従って適正に作成されており、かつ
- ・ 1991年会社法（ジャージー）および2007年金融サービス（ファンド・サービス事業（会計、監査および報告））令（ジャージー）に従って適切に作成されているもの

と認める。

我々が監査した本財務書類は、以下により構成されている。

- ・ 包括利益計算書
- ・ 資本変動計算書
- ・ 財政状態計算書
- ・ 関連する注記 1 から12

これらの作成に適用された財務報告枠組みは、適用法および財務報告基準第101号「簡素化された開示のフレームワーク」を含む、英国会計基準（英国で一般的に公正妥当と認められた会計原則）である。

意見の基礎

我々は、国際監査基準（英国）（ISA（英国））および適用法に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任は、本報告書の下記「財務書類の監査に対する監査人の責任」で説明する。

我々は、英国における我々の本財務書類の監査に関連する倫理要件（英国財務報告評議会（以下「FRC」という。）の倫理基準を含む。）に従って当会社から独立しており、我々は、当該要件に従ってその他の倫理上の責任を果たした。我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

継続事業に関連する結論

本財務書類の監査において、我々は、取締役が本財務書類の作成において継続事業を前提とする会計処理を実施することが適切であると結論づけた。

我々は、我々が行った業務に基づき、本財務書類が発行を授權されてから少なくとも12か月間にわたって、個別にも集合的にも、継続事業として存続する当会社の能力について重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を見出していない。

我々の責務および継続事業に関する取締役の責務については、本報告書の関連セクションに記載されている。

その他の情報

その他の情報は、本財務書類および付属する我々の監査報告書を除く、年次報告書に含まれる情報から成る。年次報告書に含まれるその他の情報については、取締役が責任を負う。本財務書類についての我々の意見は、その他の情報を対象とせず、我々の報告書に別途明示的な記載がある場合を除き、その他の情報についてのいかなる形式の保証または結論も表明するものではない。

我々の責務は、その他の情報を精読し、当該情報と本財務書類または本監査により我々が得た情報との間の著しい矛盾の有無、または重要な虚偽記載の有無を検討することである。我々がかかる著しい矛盾または重要な虚偽記載とみられるものを見出した場合、我々は、本財務書類自体に重要な虚偽記載を生じさせるかどうかについて判断することを求められている。我々が行った監査に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽記載があると結論づけた場合、我々は当該事実を報告する必要がある。

この点につき、我々が報告すべき事項はない。

取締役の責任

取締役の責任についての記述においてより詳細に説明されている通り、取締役は、本財務書類の作成および本財務書類が真実かつ公正な表示を行っているという確信、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役が判断する内部統制について責任を負っている。

本財務書類の作成において、取締役は、継続事業としての当会社の存続能力の評価、継続事業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続事業の前提による会計処理の実施について責任を負う。ただし、取締役が当会社を清算もしくはその業務を停止する意図を有する場合、またはそれ以外の現実的な代替方法がない場合はこの限りではない。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体として本財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得て、我々の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な確証は、高い水準の確証であるが、ISA（英国）に準拠して行われた監査が、存在するすべての重要な虚偽記載を常に検出することを確認するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体として、本財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類の監査に対する我々の責任の詳細は、FRCのウェブサイトに掲載されている（www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities）。この記載は、我々の監査報告書の一部を構成する。

監査により検出可能とみなされた不正を含む不法行為の範囲

不正を含む不法行為は、法令違反の実例である。我々は、不正を含む不法行為に関する重要な虚偽記載を検出するために、上記に概説している我々の責務に沿って手続を策定している。我々の手続により検出可能な不正を含む不法行為の範囲は、以下に詳述されている。

我々は、当会社の業界およびその統制環境の性質を検討し、不正および法令遵守に関する当会社の方針および手続の文書についてレビューを行った。我々はまた、経営陣による不法行為のリスクの見出および評価について経営陣に照会した。

我々は、当会社が事業を行う法規制の枠組みについて理解を得て、以下に該当する主要な法令を特定した。

- ・本財務書類における重要な金額および開示の決定に直接的な影響を及ぼす法令。これらには1991年会社法（ジャージー）、2007年金融サービス（ファンド・サービス事業（会計、監査および報告））令（ジャージー）および税法が含まれる。
- ・本財務書類に直接的な影響はないが、その遵守が当社の事業遂行または重要な罰則の回避の能力にとって基本となる法令。これらには当会社の規制上の支払能力要件が含まれる。

ISA（英国）に基づくすべての監査と同様に、我々は、経営陣による無効化のリスクに対応するための特定の手続を実施しなければならない。経営陣による内部統制の無効化を通じた不正のリスクに対応する際に、我々は、仕訳記入およびその他の調整の適切性を試査し、会計上の見積りを行う上での判断が潜在的なバイアスを示すかどうかを評価し、かつ、通例でない、または通常の業務の過程外における重要な取引に対する事業上の合理性を評価した。

上記に加え、見出されたリスクに対応するための我々の手続には、以下が含まれる。

- ・本財務書類に直接的な影響を及ぼすと定められた、関連する法令の規定の遵守について評価するための、証拠書類の試査による本財務書類の開示についてのレビュー
- ・不正による重要な虚偽記載のリスクを示す、異常または予想外の関係を見出すための分析手続の実施
- ・実際のおよび潜在的な訴訟および請求ならびに法令違反の実例に関する経営陣および社内弁護士への照会
- ・ガバナンス担当者の会議議事録の通読、および英国歳入関税庁との通信のレビュー

その他の法的および規制上の要件に関する報告

例外として報告すべき事項

1991年会社法（ジャージー）に基づき、我々は、以下に該当すると認める場合、以下の事項に関して報告する必要がある。

- ・十分な会計帳簿が維持されていない場合、または我々が往査をしていない支店から我々の監査に対して十分な回答を得ていない場合
- ・本財務書類が、会計帳簿および回答と一致していない場合
- ・法で定められた取締役報酬の一定の開示が行われていない場合
- ・我々が、我々が監査目的上必要とするすべての情報および説明を入手していない場合

これらの点につき、我々が報告すべき事項はない。

我々の報告書の使用

本報告書は、1991年会社法（ジャージー）第113条のAの定めに従って、当会社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が本報告書において当会社のメンバーに対して述べる必要のある事項をそれらの者に対して述べることができるように行われており、それ以外の目的では行われていない。法令で許可されている最大限の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々が形成した意見について、当会社および当会社のメンバー全体以外の者に対して責任を受諾せず、また負うことがない。

デロイト・エルエルピー

英国、グラスゴー

代表者：ポール・カウリー、勅許会計士

日付：2021年4月29日

[次へ](#)

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion the financial statements of Fundlogic (Jersey) Limited (the “ Company ”):

- give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 December 2020 and of its loss for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice including Financial Reporting Standard 101 “ *Reduced Disclosure Framework* ” ; and
- have been properly prepared in accordance with the Companies (Jersey) Law 1991 and the Financial Services (Fund Services Business (Accounts, Audits and Reports)) (Jersey) Order 2007.

We have audited the financial statements which comprise:

- the statement of comprehensive income;
- the statement of changes in equity;
- the statement of financial position; and
- the related notes 1 to 12.

The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and United Kingdom Accounting Standards, including Financial Reporting Standard 101 “ *Reduced Disclosure Framework* ” (United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice).

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (ISAs (UK)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We are independent of the Company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the United Kingdom, including the Financial Reporting Council's (the “ FRC's ”) Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED (CONTINUED)

Conclusions relating to going concern

In auditing the financial statements, we have concluded that the Directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from when the financial statements are authorised for issue.

Our responsibilities and the responsibilities of the Directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Other information

The other information comprises the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon. The Directors are responsible for the other information contained within the annual report. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in our report, we do not express any form of assurance conclusion thereon. Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies or apparent material misstatements, we are required to determine whether this gives rise to a material misstatement in the financial statements themselves. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Directors

As explained more fully in the Directors' responsibilities statement, the Directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view, and for such internal control as the Directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED (CONTINUED)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken based on these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the FRC's website at: www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities. This description forms part of our auditor's report.

Extent to which the audit was considered capable of detecting irregularities, including fraud

Irregularities, including fraud, are instances of non-compliance with laws and regulations. We design procedures in line with our responsibilities, outlined above, to detect material misstatements in respect of irregularities, including fraud. The extent to which our procedures are capable of detecting irregularities, including fraud is detailed below.

We considered the nature of the Company's industry and its control environment, and reviewed the Company's documentation of their policies and procedures relating to fraud and compliance with laws and regulations. We also enquired of management about their own identification and assessment of the risks of irregularities.

We obtained an understanding of the legal and regulatory frameworks that the Company operates in, and identified the key laws and regulations that:

- had a direct effect on the determination of material amounts and disclosures in the financial statements. These included the Companies (Jersey) Law 1991, the Financial Services (Fund Services Business (Accounts, Audits and Reports)) (Jersey) Order 2007 and tax legislation; and;
- do not have a direct effect on the financial statements but compliance with which may be fundamental to the Company's ability to operate or to avoid a material penalty. These included the Company's regulatory solvency requirements.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED (CONTINUED)

Extent to which the audit was considered capable of detecting irregularities, including fraud (continued)

In common with all audits under ISAs (UK), we are also required to perform specific procedures to respond to the risk of management override. In addressing the risk of fraud through management override of controls, we tested the appropriateness of journal entries and other adjustments; assessed whether the judgements made in making accounting estimates are indicative of a potential bias; and evaluated the business rationale of any significant transactions that are unusual or outside the normal course of business.

In addition to the above, our procedures to respond to the risks identified included the following:

- reviewing financial statement disclosures by testing to supporting documentation to assess compliance with provisions of relevant laws and regulations described as having a direct effect on the financial statements;
- performing analytical procedures to identify any unusual or unexpected relationships that may indicate risks of material misstatement due to fraud;
- enquiring of management and in-house legal counsel concerning actual and potential litigation and claims, and instances of non-compliance with laws and regulations; and
- reading minutes of meetings of those charged with governance and reviewing correspondence with HMRC.

Report on other legal and regulatory requirements

Matters on which we are required to report by exception

Under the Companies (Jersey) Law 1991 we are required to report in respect of the following matters if, in our opinion:

- adequate accounting records have not been kept or proper returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records and returns; or
- certain disclosures of Directors' remuneration specified by law are not made; or
- we have not received all the information and explanations we require for our audit.

We have nothing to report in respect of these matters.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED (CONTINUED)

Use of our report

This report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with Article 113A of the Companies (Jersey) Law 1991. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Paul Cowley, C.A.

For and on behalf of Deloitte LLP

Glasgow, United Kingdom

29 April 2021

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。